

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成 1 1 年宮城県条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成 1 2 年 5 月 2 2 日に、「長期特別研修命令を受けた 教諭（原籍）の長期特別研修に関わる一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第 1 1 条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを応えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 1 2 年 6 月 5 日、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 1 2 年 6 月 6 日、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

公文書の原則公開という条例の趣旨に反している。また、行政文書の存否を明らかにしない処分としたことは条例第 1 1 条の趣旨に反し、違法、不当である。

長期特別研修の対象となった教員は、教員として不適格と評価されたという不本意な感情をもつと思うが、税金を使って研修を受けるのであるから、その

決定手続が適正に行われたのであれば、しっかり受け止めざるを得ない。当該研修制度が適正な手続をもって創設され、研修の対象となる教員の決定が適正に行われたのであれば、その過程をできる限り公開することが、適正に行われたということの担保になる。実施機関は対象教員が誰であるかが公開されたら当該教員の研修等に対する意欲が低下する等を心配しているが、その必要はない。

県教育委員会は、長期特別研修の対象教員について、給料が下がったわけではなく、教員としての身分を変えたわけでもないので、当該教員に不利益を与えていないと言っている。当該研修が通常の研修と変わらないのであれば、通常の研修と同様に対象教員の氏名を公開してもよいという論理になる。

また、長期特別研修の対象教員の決定については、憲法第31条で保障されている手続（告知，聴聞等）を経ておらず、このような憲法違反の処分は保護する利益を欠く。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 長期特別研修事業を遂行する上での必要性（事業遂行の利益）について

長期特別研修は、教育指導力等に問題を抱える教員を対象としているため、その対象教員については、当該教員の希望に基づくのではなく、市町村等教育委員会又は県立学校長による県教育長への事前協議に基づき、県教育長が庁内検討会議を経て決定するものである。その過程において具体的で詳細にわたる情報を得る必要があるが、事実を確実に把握し、関係者が良心に従って率直に認識・意見を記載・表明してこそ、決定に際しての最良の資料となるものであることから、これらの情報は公開しない前提で手続を進めている。対象教員については、教育指導力等に問題を抱えるという一定の評価が必然的に伴うこととなるから、評価の具体的な内容や誰が研修命令を受けたかが一般に公開されることとなれば、決定に必要な情報が十分に集まらなくなるなど、当該事業に明らかな支障が生じる。

また、長期特別研修の実施に際しては、対象教員自身の主体的・意欲的な取組みが不可欠であり、また、最も重要であるが、対象教員の氏名が一般に公開されることとなれば、当該教員の主体的な研修意欲を減殺し、研修の目的を達成できないことが明らかに懸念される。

##### 2 個人情報保護の上での必要性（長期特別研修を受ける教員の利益）に

ついて

長期特別研修の対象教員には、児童生徒や保護者等からの評価を含めて、教育指導力等に問題を抱えるという一定の外部的评价が必然的に伴うこととなる。すなわち、当該研修の対象教員であること自体が当該教員に対する否定的評価となるため、対象教員であるか否か自体が当該教員にとって秘匿されるべき事項である。そのような非開示とされるべき当該教員の個人情報保護を必要上、対象教員であるか否か自体明らかにすることはできない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 長期特別研修について

長期特別研修は、教員が、教育指導力等について特に学校現場を離れて再研修を要すると認められる場合に、学校以外の教育機関等における多面的な指導のもとに課題研修の達成や各種調査研究活動に携わることにより、当該教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促し、教育現場が抱える課題に適切に対応できる力量を高めることを目的とする制度である。

### 3 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。通常、開示請求があったときは、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示決定等をすべきであるが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質により、行政文書が存在すると回答しただけで非開示情報として保護すべき利益が害される場合もある。条例第11条は、そのような場合に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めた規定である。ただし、本条の規定は、例外的な規定であり、

適用に当たっては厳格に解釈し，濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は，「長期特別研修命令を受けた 教諭の長期特別研修に関わる一切の文書」という内容であり，実施機関は「長期特別研修命令を受けた」という情報，すなわち「長期特別研修の対象教員である」という情報が条例第 8 条に規定する非開示情報に該当するとして，条例第 11 条を適用したものである。

実施機関が挙げている本件処分の実質的な理由は，条例第 8 条第 2 号（平成 12 年宮城県条例第 131 号による一部改正後の第 8 条第 1 項第 2 号。以下同じ。）であるから，その該当性を検討する。

#### 4 条例第 8 条第 2 号の該当性について

条例第 8 条第 2 号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き，実施機関は，行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは，行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し，個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため，個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり，さらに条例第 3 条第 1 項後段は，実施機関に，個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務づけ，その保護の徹底を図っている。

しかし，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報の中にも，例外的に保護する必要がない情報があるため，同号ただし書は，「イ 法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については，同号本文に該当する場合であっても，行政文書の開示をしなければならないと規定している。

長期特別研修は，教育指導力等に問題を抱え，学校現場を離れて再研修を要する教員を対象とするものであるから，「長期特別研修の対象教員である」ということ自体が，「当該教員は教育指導力等に問題を抱えているという評価がある」ということを意味すると認められる。このような教員個人に対する評価に係る情報は，当該教員の資質や名誉等にかかわり，通常他人に知られたくない個人に関する情報と考えられることから，同号本文に該当すると認められる。

他方，上記のような教員個人に対する評価に係る情報は，法令の規定により又は慣行として公開され，又は公開することが予定されているものとは認められず，同号ただし書イに該当しない。また，公務員の職務遂行の内容に係る情報とも認められず，同号ただし書ロにも該当しない。

したがって，当該情報は，条例第8条第2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロのいずれにも該当しないと認められる。

#### 5 本人への開示等について

本件開示請求は，請求者本人に関する情報に係る行政文書の開示請求であるが，条例は広く何人に対しても請求を認め，自己情報の開示について何ら例外規定を設けていない。したがって，行政文書の開示の可否の判断に当たっては，当該情報が請求者本人に関する情報であるか否かにかかわらず客観的な基準をもって判断すべきものであり，開示請求者が誰であるかは考慮すべきものではない。

なお，当審査会は，本件処分に係る条例上の非開示理由について判断を行うものであり，当該理由に影響を及ぼさない異議申立人の主張の適否については，当審査会の判断する内容ではない。

#### 6 結 論

以上のとおり，「長期特別研修の対象教員である」という情報は，条例第8条第2号本文に該当し，かつ，同号ただし書イ，ロのいずれにも該当しないから，その他の条項の該当性について判断するまでもなく，非開示情報に該当する。したがって，実施機関が，当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで，非開示情報を開示することとなるとして，条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12. 6. 20	諮問を受けた。(諮問第91号)
13. 9. 18 (第154回審査会)	事案の審議を行った。
13. 10. 15 (第155回審査会)	事案の審議を行った。
13. 11. 13 (第156回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 実施機関(教育庁教職員課)から非開示理由等を聴取した。
13. 12. 11 (第157回審査会)	事案の審議を行った。
14. 1. 4	異議申立人から意見書を受理した。
14. 1. 9 (第158回審査会)	事案の審議を行った。
14. 1. 22 (第159回審査会)	事案の審議を行った。
14. 2. 15 (第160回審査会)	事案の審議を行った。
14. 3. 11 (第161回審査会)	事案の審議を行った。
14. 3. 27 (第162回審査会)	事案の審議を行った。
14. 5. 7 (第164回審査会)	事案の審議を行った。
14. 6. 3 (第165回審査会)	事案の審議を行った。
14. 6. 25 (第166回審査会)	事案の審議を行った。
14. 7. 8 (第167回審査会)	事案の審議を行った。
14. 8. 22 (第169回審査会)	事案の審議を行った。
14. 9. 11 (第170回審査会)	事案の審議を行った。
14. 9. 26 (第171回審査会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
犬 飼 健 郎	弁護士	会長
遠 藤 香 枝 子	主婦	
岡 本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木 健 次	弁護士	
本 図 愛 実	宮城教育大学教育学部助教授	

（平成14年11月11日現在）